

郡山市子メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱に係る子メーター設置基準

平成15年4月1日制定

平成16年4月1日一部改正

平成21年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

[営業課]

I 趣旨

この基準は、郡山市子メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱要綱（以下、「取扱要綱」という。）第2条に規定する基準を定めるものとする。

II 既設の建物の設置条件

1 建物の構造について

- (1) 建物の所有者、管理組合等（以下「所有者等」という。）の設置した受水槽以下の給水設備は、水道の使用者及び共用給水栓ごとに使用水量を計量するための計量器が設置可能で維持管理に支障のない構造であること。
- (2) 設置する建物に関しては、3階建以上の建物であること。

2 受水槽以下の給水設備について

受水槽以下の給水設備は、給水装置工事施行基準に準拠する構造及び材質で設備されたものであること。

3 子メーター取付け場所について

- (1) 原則として水道の使用者ごとの区画（以下「各戸」という。）への通路に面し、水道の使用者の室外からの使用水量の計量、点検、止水栓の開閉及び取替作業に支障がない場所であること。
- (2) 具体的な場所は次の各号のいずれかとする。

① パイプシャフト内に子メーターを設置する場合

ア パイプシャフトは、巾70センチメートル以上、奥行30センチメートル以上、高さ60センチメートル以上の空間を確保するとともに、子メーター及びその他の装置の設置についてはそれぞれの維持管理に支障のない配置とすること。

イ パイプシャフトは、全面隠蔽とし、前面には開閉できる扉（巾60センチメートル以上、高さ50センチメートル以上）を設けること。

ウ パイプシャフトの床面には防水の措置を施すものとし、廊下側に排水できるよう勾配をつけること。

エ 電気及びガスに関するもの等他の計量装置の維持管理に支障のないように設置すること。

オ 原則として各戸のパイプシャフトの扉に鍵を設置しないこと。

カ 鍵を取り付ける場合は、共用できるタキゲンA-147を使用すること。

② 子メーター室を設置する場合

ア 子メーター室は巾50センチメートル以上、奥行30センチメートル以上、高さ50センチメートル以上の空間を確保すること。

イ 床面は防水施工とし、廊下側に排水できるよう勾配をつけること。

ウ 子メーター室は水道用のみの設置とすること。

エ 全面隠蔽とし、前面には開閉できる扉（巾50センチメートル以上、高さ50センチメートル以上）を設けること。

オ 原則として、各戸のメーター室の扉に鍵を設置しないこと。

カ 鍵を取り付ける場合は、共用できるタキゲン A - 147を使用すること。

③ 前2号の要件を満たさない場所へ設置する場合

ア 所有者等が、子メーターを前2号の要件を満たさない場所へ設置する場合は、取扱要綱第3条に規定する申請に先立ち、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）と事前に協議するものとする。

イ 所有者等は、管理者から協議に必要な図面その他の書類等を求められたときは、これを提出しなければならない。

ウ 所有者等は、管理者が既設配管及び止水器具等の経年劣化・腐食等の要因によりメーターの取付け・取替えが不可能と判断した場合、所要の設備改良を行わなければならない。

エ 管理者は、前2号の要件を満たさない場所にあつては、協議結果に従い所有者等が講じた設備改良によって計量、止水栓の開閉、取付け・取替え等の作業に支障がなく、かつ子メーター前後の設備の腐食、破損、漏水等のおそれがない場合に限り、子メーター設置を認めることができる。

4 子メーターの設置について

(1) 子メーターについて

① 管理者は、取扱要綱第5条の規定に基づき所有者等と契約を締結した上で、私メーター等と同口径の管理者が定める規格に基づく直読式乾式量水器を子メーターとして取り付け、これを貸与するものとする。

② 子メーターの口径は、13ミリメートル、20ミリメートル、25ミリメートルとする。

(2) 子メーターの取外し及び取付けは、管理者の責任において行う。

(3) 子メーター取付け時に給水施設等の改造工事を要する場合は以下の①から②によるものとする。

① 改造工事は所有者等が自らの費用で実施する。

② 改造工事完了後に管理者に届出を行うものとし、管理者は、届出の内容がこの基準に適合していると確認した後に取り付けるものとする。

5 子メーター前後に設置される給水器具

(1) 子メーター上流に、操作部（ハンドル）の形状が丸形の開閉用の止水栓が設置されていること。ただし、上流及び下流のそれぞれに止水栓が設置されているときは、いずれか一方のハンドルを丸形とする。

(2) 水道の使用者及び共用給水栓ごとの子メーター前後のメーターユニオンは舶来ネジ又は上水ネジとし、1棟全て同一ネジを使用していること。

(3) 子メーターが水平に設置できること。

(4) 原則としてメーターユニットを用いること。メーターユニットは、原則として床面にアンカーボルト等で固定すること。メーターユニットが設置できない場合、支持金具により振れ、たわみ、ねじれ対策を講じること。また、子メーター下流には逆止弁を設置し、配管継手部の腐食対策を講じること。

6 防寒の措置について

子メーター及び子メーター前後の配管の露出部分に防寒の措置がなされていること。

7 「水道料金 下水道等使用料のお知らせ」票の交付に関して

所有者等は、各戸ごとの郵便受け等が設置されていない建物については、「水道料金 下水道等使用料のお知らせ」票の交付を受けるために、各戸ごとの出入口ドアに投入口又はエントランスホールに各戸ごとに区分した投入箱を設置するように努めるものとする。

8 事前協議及び図面等の提出について

(1) 所有者等は、取扱要綱第3条に規定する申請に先立ち、受水槽以下の給水設備工事について管理者と事前に協議するものとし、その際には、次の各号に掲げる図面等を提出するものとする。

① 申請箇所図

原則として、住宅地図を複写し、集合住宅等の位置がわかりやすく記入された地図とする。

② 屋外配管図（1次側）

本管分岐箇所から受水槽の設置場所までを記入した詳細図（平面図とし、縮尺は100分の1から500分の1とする。）とする。

③ 配管系統図

受水槽の設置場所から、建築物の配管及び子メーターまでを記入した詳細図（立体図とする。）とする。

④ 区画詳細図

子メーター及び配管、給水用具の位置、構造を記入した詳細図（平面図及び立体図とし、縮尺は20分の1とする。）とする。

⑤ 子メーター部分拡大図

子メーター室の各メーター配管の位置等を記入した詳細図（子メーター及びメーターユニットからの距離を記入した平面図及び正面図とし、縮尺は10分の1とする。）とする。

(2) 省略できる図面

給水装置工事申込書に添付していた図面と上記の各号に掲げる図面が重複する等、管理者が不要と判断した図面は、これを省略することができる。

9 受水槽以下の給水設備工事の開始時期

受水槽以下の給水設備工事の開始時期は、前項に規定する協議の承認又は給水装置工事申込書の承認後とする。

10 受水槽以下の給水設備工事完了の報告

施工者（指定給水装置工事事業者）は、受水槽以下の給水設備工事を完了したときは、管理者に完了の報告を速やかに行い、その確認を受けなければならない。ただし、同時に給水装置工事を施工した場合はその完了と併せて報告し、給水装置工事の検査と同時に管理者の確認を受けるものとする。

11 受水槽以下の給水設備工事完了の確認

確認の基準は以下の各号のとおりとする。

(1) 水道の利用者及び共用給水栓ごとの計量器がそれぞれの使用水量の計量を適正に行っていること。

- (2) 水道の利用者及び共用給水栓ごとの計量器並びにメーターユニット及び他の計量装置等の構造との距離が、それぞれの維持管理等に支障のないように確保されていること。

Ⅲ 新設の建物の設置条件

1 建物の構造について

- (1) 所有者等が設置しようとする受水槽以下の給水設備は、水道の利用者及び共用給水栓ごとに使用水量を計量するための計量器が設置可能で維持管理に支障のない構造とすること。
- (2) 設置する建物に関しては、3階建以上の建物であること。

2 受水槽以下の給水設備について

所有者等は、受水槽以下の給水設備を給水装置工事施行基準に準拠する構造及び材質で設置すること。

3 子メーター取付け場所について

- (1) 各階の各戸への通路に面し、水道の利用者が不在でも室外から子メーターの使用水量の計量、点検、止水栓の開閉及び取替作業に支障がない場所とする。
- (2) 具体的な場所は次の各号のいずれかとする。

① パイプシャフト内に子メーターを設置する場合

ア パイプシャフトは、巾70センチメートル以上、奥行30センチメートル以上、高さ60センチメートル以上の空間を確保するとともに、子メーター及びその他の装置の設置についてはそれぞれの維持管理に支障のない配置とすること。

イ パイプシャフトは、全面隠蔽とし、前面には開閉できる扉（巾60センチメートル以上、高さ50センチメートル以上）を設けること。

ウ パイプシャフトの床面には防水の措置を施すものとし、廊下側に排水できるよう勾配をつけること。

エ 電気及びガスに関するもの等他の計量装置の維持管理に支障のないように設置すること。

オ 原則として各戸のパイプシャフトの扉に鍵を設置しないこと。

カ 鍵を取り付ける場合は、共用できるタキゲンA - 147を使用すること。

② 子メーター室を設置する場合

ア 子メーター室は巾50センチメートル以上、奥行30センチメートル以上、高さ50センチメートル以上の空間を確保すること。

イ 床面は防水施工とし、廊下側に排水できるよう勾配をつけること。

ウ 子メーター室は水道用のみの設置とすること。

エ 全面隠蔽とし、前面には開閉できる扉（巾50センチメートル以上、高さ50センチメートル以上）を設けること。

オ 原則として、各戸のメーター室の扉に鍵を設置しないこと。

カ 鍵を取り付ける場合は、共用できるタキゲンA - 147を使用すること。

4 子メーターの設置について

- (1) 管理者は、所有者等に対し、管理者が定める規格に基づく直読式乾式量水器を子メーターとして貸与する。
- (2) 子メーターは、所有者等から給水装置工事施工の委任を受けた指定給水装置工事事業者が設置するものとする。

(3) 子メーターの口径は、13ミリメートル、20ミリメートル、25ミリメートルとする。

5 子メーターの貸与時期

管理者は、受水槽以下の給水設備の設置工事完了の確認後、取扱要綱第5条の規定に基づき所有者等と契約を締結した上で、子メーターを貸与するものとする。

6 子メーター前後の配管について

使用する管種及び材質は、給水装置工事施行基準（中高層建物直結給水施行基準）に準拠したものとする。

7 子メーター前後に設置する給水用具について

(1) 子メーター上流に開閉防止用乙止水栓（ボール式逆止弁付伸縮型とし、子メーターの口径に適合するもの。）を設置すること。

(2) 水道の利用者及び共用給水栓ごとの子メーター前後のメーターユニオンは舶来ネジ又は上水ネジとし、1棟全て同一ネジを使用すること。

(3) 子メーターは水平に設置すること。

(4) 原則としてメーターユニットを用いること。メーターユニットは、原則として床面にアンカーボルト等で固定すること。配管には振れ、たわみ、ねじれ対策を講じること。

8 防寒の措置について

子メーター及び子メーター前後の配管の露出部分に防寒の措置がなされていること。

9 事前協議及び図面等の提出について

(1) 所有者等は、取扱要綱第3条に規定する申請に先立ち、受水槽以下の給水設備の設置工事について管理者と事前に協議するものとし、その際には、次の各号に掲げる図面等を提出するものとする。

① 申請箇所図

原則として、住宅地図を複写し、集合住宅等の位置がわかりやすく記入された地図とする。

② 屋外配管図（1次側）

本管分岐箇所から受水槽の設置場所までを記入した詳細図（平面図とし、縮尺は100分の1から500分の1とする。）とする。

③ 配管系統図

受水槽の設置場所から、建築物の配管及び子メーターまでを記入した詳細図（立体図とする。）とする。

④ 区画詳細図

子メーター及び配管、給水用具の位置、構造を記入した詳細図（平面図及び立体図とし、縮尺は20分の1とする。）とする。

⑤ 子メーター部分拡大図

子メーター室の各メーター配管の位置等を記入した詳細図（子メーター及びメーターユニットからの距離を記入した平面図及び正面図とし、縮尺は10分の1とする。）とする。

(2) 省略できる図面

給水装置工事と併せ申請する場合において、給水装置工事申込書に添付する図面と上記の各号に掲げる図面が重複する等、管理者が不要と判断した図面は、これを省略することができる。

10 受水槽以下の給水設備の設置工事の開始時期

受水槽以下の給水設備の設置工事の開始時期は、給水装置工事申込書の承認後とする。

11 受水槽以下の給水設備の設置工事完了の報告

施工者（指定給水装置工事事業者）は、受水槽以下の給水設備の設置工事を完了したときは、管理者に完了の報告をすみやかに行い、その確認を受けなければならない。ただし、同時に給水装置工事を施工した場合はその完了と併せて報告し、給水装置工事の検査と同時に管理者の確認を受けるものとする。

12 受水槽以下の給水設備の設置工事完了の確認

確認の基準は以下の各号のとおりとする。

- (1) 水道の利用者及び共用給水栓ごとの計量器がそれぞれの使用水量の計量を適正に行っていること。
- (2) 水道の利用者及び共用給水栓ごとの計量器並びにメーターユニット及び他の計量装置等の構造物との距離が、それぞれの維持管理等に支障のないように確保されていること。

IV その他

この基準に記載のない事項が生じたときは、管理者の指示を受けるものとする。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前のⅡの5(1)の規定に適合し、取扱要綱により第20条第1項ただし書きの適用を受けている建物については、改正後のⅡの5(1)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。